

愛知県人事委員会事務局障害者活躍推進計画における取組の実施状況（2023年度）

1 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

法定雇用障害者数は一人に満たないが、知事部局と連携し、障害者雇用及び活躍の促進につながる取組を進める

- ・障害者である職員が在籍していない。

(2) 定着に関する目標

本計画に基づく取組を推進し、障害者である職員の定着を図る。

- ・障害者である職員が在籍していない。

2 取組内容の実施状況

(1) 障害者である職員の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

- ・障害者雇用推進者として人事委員会事務局長を選任
- ・知事部局の設置する「愛知県障害者雇用推進チーム」に次長兼職員課長が構成員として参加

イ 人材面

- ・人事担当者が「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」（愛知労働局出前講座）を受講

(2) 障害者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障害者である職員が在籍していない。

(3) 障害者である職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

- ・障害者である職員が在籍していない。

イ 募集・採用

- ・2019年度実施の一般職非常勤職員採用試験から障害種別の限定を廃止する等、不適切な取扱いを廃止

ウ 働き方

- ・時差勤務制度及び在宅勤務の実施等、弹力的な働き方を推進
- ・時間単位の年次休暇等、各種休暇の利用を促進

エ キャリア形成

- ・障害者である職員が在籍していない。

オ その他の人事管理

- ・障害者である職員が在籍していない。

(4) その他

- ・「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等への発注等に配慮

3 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

法定雇用障害者数は一人に満たないが、計画で定めた取組項目のうち障害者である職員が在籍していないなくても取り組むことができる項目については、必要に応じて知事部局と連携の上で実施している。

4 計画の見直し、修正

特になし。